



【介護保険・福祉用具購入費の支給サービス】

利用できる方	介護保険で、要介護(1, 2, 3, 4, 5)または要支援(1, 2)と認定された方
対象となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座(補高便座、ポータブルトイレなど) ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・排泄予測支援機器 ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いすなど) ・簡易浴槽 ・移動用リフトの吊り具の部分 
支給額	購入にかかった費用の内、その方の負担割合によって、7～9割を支給します。したがって、被保険者負担は1～3割ですが、限度額を超えた費用は全額自己負担となります。
支給方法	購入にかかる費用は、いったん全額自己負担となります。その後申請・決定に基づき、その費用の7～9割を支給します。(償還払)
支給限度基準額	10万円(年度につき。) ※最高支給額は7～9万円です。 
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・領収書原本 ・購入した商品のカタログ(写し) <p>注) ①オーダー品、浴槽内すのご購入の場合は、「見積書や写真」が必要となります。 ②腰掛便座のうち「家具調、暖房機能、温水洗浄機能」については、身体状況による理由が必要です。 ③以前に介護保険で購入した用具の部品交換も対象となります。 ④同種目の用具再購入の場合は、前購入品の写真と理由が必要です。 ⑤排泄予測支援機器の場合は、「医学的な所見の確認できる書類」が必要です。また、必要に応じて「排泄予測支援機器確認調書」が必要となります。</p>

福祉用具購入を考えている方は、担当のケアマネージャーにご連絡ください。

担当ケアマネージャーがいない場合は、販売店の福祉用具専門相談員にご相談ください。

……お問い合わせ先……

吉野川市長寿いきがい課 介護保険係

電話 0883-22-2264

